

IPv6 接続機能 重要事項説明書

株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー(以下、「当社」といいます)は、インターネットマルチフィード株式会社(以下、「IMF」といいます)の提供する transix サービスを利用した IPv6 接続機能(以下、「本機能」といいます)について、当社の提供するインターネット接続サービス WAKWAK の契約者(以下、「契約者」といいます)に対し、以下の内容について予め同意いただきますようお願いいたします。

1. 全ての契約者に対する説明事項

- ① 本機能の利用には、別途 NTT 東日本・NTT 西日本が提供する「フレッツ 光ネクスト」、「フレッツ 光ライト」、「フレッツ 光ライトプラス」「フレッツ 光クロス」または光コラボレーションモデルによる光アクセスサービス(以下、「光回線」といいます)、および「フレッツ・v6 オプション」または光コラボレーション事業者が提供する同等機能の付加サービスの契約が必要です。
- ② 本機能の利用にあたり、IPv6 アドレスを割り当てるため、NTT 東日本・NTT 西日本または光コラボレーション事業者から送付される光回線の開通案内に記載されたお客さま ID(CAF/COP 番号)および回線契約者氏名(カナ)またはアクセスキーが必要です。
- ③ IPv6 アドレスを割り当てるため、当社が②のお客さま情報を IMF を介して NTT 東日本・NTT 西日本に提出することに対し予め同意していただきます。
- ④ 割り当てられる IPv6 アドレスは、IMF が NTT 東日本・NTT 西日本に払出したアドレス空間から、NTT 東日本・NTT 西日本が NTT 東日本・NTT 西日本の計画に基づいて、契約者のフレッツ回線または光アクセスサービス 1 契約に対し 1 プレフィクスを割り当て、そのプレフィクス長は NTT 東日本・NTT 西日本の UNI 仕様書に明記された通りです。
- ⑤ 本機能の工事に際して、契約者が現在利用中の IPv6 アドレス(IPv6 PPPoE 接続にて割り当てられているものは除く)が変更となります。
- ⑥ NTT 東日本・NTT 西日本における工事・障害、および契約者のフレッツ回線または光アクセスサービスに対する申し込み(設置場所住所変更、品目変更など)によって、割り当てられた IPv6 アドレスが変更される場合があります。
- ⑦ ⑤および⑥により IPv6 アドレスの変更があった場合、契約者が現在利用中の一部サービスに影響があり、端末機器等で IPv6 アドレスを再取得するために当該端末機器等を再起動等する必要があります。
- ⑧ 光回線におけるメンテナンス、故障等により一部サービスが停止する場合があります。
- ⑨ 本機能の通信速度はベストエフォートであり、品質の保証は無く、通信速度は契約者の環境(パソコンの処理能力、ハブやルータ等利用機器の機能や処理能力、LAN ケーブル

の規格、集合住宅の場合は当該建物内の伝送方式、電波の影響等)、回線の混雑状況、利用時間帯等に影響されます。

- ⑩ 迷惑メール送信を規制するため、OP25B (Outbound Port 25 Blocking) を実施します。
- ⑪ 引越しや光回線変更などで、お客さま ID (CAF/COP 番号) が変更になった場合、本機能は利用できなくなります。新しいお客さま ID (CAF/COP 番号) で本機能の利用を希望する場合、契約者にて旧お客さま ID (CAF/COP 番号) における本機能の利用停止手続き、および新お客さま ID (CAF/COP 番号) における本機能の利用開始手続きが必要となります。
- ⑫ [オンライン会員サポート]より利用停止のお申込を行うと、原則翌日(土・日・祝日除く)に本機能はご利用いただけなくなります。
- ⑬ 本機能の提供対象外の接続サービスコースへコース変更された場合、コース変更を行った月の月末に本機能は自動的に利用停止となります。
- ⑭ 本機能をご利用中の光回線を「フレッツ 光ライト」「フレッツ 光ライトプラス」回線に変更された際に、NTT 東日本・NTT 西日本の「フレッツ・v6 オプション」を継続利用されている場合は、本機能も引き続き継続となります(2項の⑤⑥が該当します)。

2. 「フレッツ・v6 オプション」の代行申し込みに伴う説明事項

- ① 本サービス申込み時点で、「フレッツ・v6 オプション」の契約がない場合、NTT 東日本・NTT 西日本が提供する「フレッツ・v6 オプション」の申し込み手続きについて、契約者は当社へその申し込みに関する代理権限を委任し、当社が IMF を介して NTT 東日本・NTT 西日本に申し込みを行うことに同意していただきます。
- ② 「フレッツ・v6 オプション」の代行申し込みには光回線の開通案内に記載されたお客さま ID (CAF/COP 番号) および回線契約者氏名(カナ)またはアクセスキーが必要となり、これらの情報を当社が IMF を介して NTT 東日本・NTT 西日本に提出することに対し予め同意していただきます。
- ③ 「フレッツ・v6 オプション」は NTT 東日本・NTT 西日本が提供するサービスであり、当該サービスの利用契約に関する基本事項及び料金については NTT 東日本・NTT 西日本の定める IP 通信網サービス契約約款等に従っていただきます。
- ④ 「フレッツ・v6 オプション」のサービス概要および料金(初期費用・月額費用)については、NTT 東日本・NTT 西日本にお問合せください。
- ⑤ 「フレッツ 光ライト」回線をご利用の契約者が「フレッツ・v6 オプション」を利用する場合、実際に発生した利用量によらず、40MB/月の利用量が毎月加算されます。
- ⑥ 「フレッツ 光ライトプラス」回線をご利用の契約者が「フレッツ・v6 オプション」を利用する場合、実際に発生した利用量によらず、100MB/月の利用量が毎月加算されます。
- ⑦ 当社が契約者を代行して申し込んだ「フレッツ・v6 オプション」は申し込みの取消しはできず、「フレッツ・v6 オプション」のご利用開始後に別途解約手続きが必要になります。

ます。

- ⑧ 契約者が代行申込みに先んじて 116 等の NTT 東日本・NTT 西日本または光コラボレーション事業者の窓口で「フレッツ・v6 オプション」を申し込み、その申し込み手続きが完了している場合、代行での申込みは受領されません。
- ⑨ 「フレッツ・v6 オプション」の工事の際に、契約者が現在利用中の IPv6 アドレス（IPv6 PPPoE 接続にて割当てられているものは除く）が変更となります。
- ⑩ ⑨の IPv6 アドレス変更に伴い、契約者が現在利用中の一部サービスに影響があり、端末機器等で IPv6 アドレスを再取得するために当該端末機器等を再起動等する必要があります。
- ⑪ 「フレッツ・v6 オプション」の利用上の注意事項について、NTT 東日本・NTT 西日本のホームページにてご確認ください。

以上